

平成22年5月25日

監査報告書(写)

学校法人 大阪歯科大学

理事長 川添 堯彬 殿

学校法人 大阪歯科大学

監事 前田 眞治

監事 古川 壽男

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人大阪歯科大学寄付行為第13条の規定に基づき、平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書(人件費内訳表を含む)、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）及び財産目録について監査を行った結果、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会及び評議員会に出席し、理事からの事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と一致し、法令及び寄付行為に従い、収支状況及び財産状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の業務執行に関しては、不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。

以上